

国公立大学を通じた大学教育改革の支援の在り方について

(意見まとめ)

平成25年8月30日

国公立大学を通じた大学教育改革の支援に関する調査検討会議

1. はじめに

(1) GP事業とは

「GP」とは、大学教育改革の優れた取組という意味で国際的にも広く使われている「Good Practice」の略称である。GP事業とは、各大学（短期大学、高等専門学校含む。以下同じ）が自ら大学教育に工夫を凝らした優れた取組で他の大学でも参考となるようなものを公募により選定する文部科学省の事業の通称であり、

- ・特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）
- ・現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）
- ・質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）
- ・大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム

が実施された。

GP事業の特徴は、

- ① 国公立を通じた競争的環境の下で
- ② 応募されたプログラムの中から第三者による公平な審査により
- ③ 特色ある優れた取組を選定し
- ④ 取組の内容を社会に情報提供する

というものであり、例えば平成15年度の特色GP公募要領には、以下のとおり記載がある。

〔目的〕

大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供することで、今後の高等教育の改善に活用します。これにより、国公立大学を通じ、教育改善の取組について、各大学及び教員のインセンティブになるとともに、他大学の取組の参考になり、高等教育の活性化が促進されることを目的とするものです。

平成15年度から実施された特色GP以後、全国の国公立の大学、短大、高専から960の取組が採択（申請件数は6,389件。採択率15.0%）され、それぞれ大学教育改革を推進しており、後述するように我が国の高等教育に良い影響を与えたとの評価を得ている。

しかし、平成22年11月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにより、当時実施されていた「大学教育・学生支援推進事業」が「大学の本来業務であり、このような補助を行うことは認められない」として、「国の事業として廃止」との評価を受けた。

その結果、平成22年度に採択された30件のうち、29件の取組については、事業期間半ばの平成23年度で終了した。(残り1件は事業期間が2年であったため、平成23年度で補助期間が満了した。)

(2) 本調査検討会議について

G P事業の開始から10年以上が経過しているが、この間、個別の事業について評価は行われてきたものの、全G P事業を俯瞰した評価は行われていない。

10年の間に各事業の成果及び各大学の自助努力により、大学改革は着実に進行しているものの、大学を取り巻く状況も大きく変化している。

このような中、大学における教育改革を更に進化・発展させるための一つの方策として、G P事業全体を調査・検討・総括することは、大学を支援するための新たな事業の在り方を検討する上で極めて有意義である。このため、「国公立大学を通じた大学教育改革の支援に関する調査検討会議」を設置し、これまで実施された補助事業の成果と課題を検証し、今後の大学教育改革の在り方の検討を行いつつ、より有効な国による支援の方向性を探究するため、意見を取りまとめることとした。

なお、本意見まとめを取りまとめるに当たり、過去G P事業に採択された全大学(事業仕分けにより支援が終了した「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム(平成22年度採択分 30件)」を除く。)に対してアンケート調査を行った。

その結果(参考資料Ⅲ参照)からは、ほとんどの取組において国からの支援が終了した後も事業が継続されているなど、我が国に「大学改革」の意識が定着してきたこと及び、その取組が広まることにより、高等教育が活性化してきたことが伺える。

本調査は約2週間という短期間の照会にも関わらず、大多数の大学に回答を頂いた。また、本アンケート調査により多数の担当者から有益なコメントを頂いたことに対して、この場を借りて感謝申し上げます。

2. 事業の成果・効果

(1) 総論

G P 事業の成果・効果については、まず日本の高等教育界全体に「Good Practice」の概念が定着したということ、そして

- ①個人の努力ではない大学としての組織的な教育改革の取組で
- ②特色ある優れた取組を審査、選定し
- ③その活動を公表することにより大学間共有を行う

という意識と行為は、日本の高等教育界においてG P 事業の実施と継続によって初めて可能になったということが挙げられる。

では、そのG P 事業は我が国の大学教育改革においてどのような位置を占めるのか、そのことの意味を正しく把握するためには、G P 事業の本来の目的に照らしてその成果を検証する作業と併せて、我が国の大学にこの事業がもたらした「経験値」の意味を考えてみる必要がある。

G P 事業は、各大学において、申請に向けて職員も関わって改革プランを議論・策定し、情報収集の活発化や他大学及び学外の関係者との交流を経て、改革プランの実行と評価を実施するといった、およそそれまでの大学が経験したことの無い「未知の領域」に多くの大学がほぼ一斉に踏み込むという新たな状況を招来することとなった。

大学という存在は学術の中心として、各専門分野がそれぞれ発展を遂げていくことが期待されそのための活動が展開されてきたわけだが、そのことの反面として、構造的な変化が生じにくい問題があった。G P 事業は、そのような静的なシステム環境において、質的な変化を生じさせ、まさに「大学を動かした」画期的な高等教育政策としての評価が与えられるべきであろう。

G P 事業の採択件数は960件を数え、申請したものの採択に至らなかった取組は約5,400件に及ぶ。また、学内選考等により申請に至らなかった取組件数はそれをはるかに超えると思われる。G P 事業全体の評価は、この熱量を考慮せずに行うことはできない。

もちろん、G P 事業がもたらした変化をもってしても、今日の社会が大学に要求する変化と革新には程遠い。しかし、G P 事業による変化は、社会が期待する大学の転換のための貴重な第一歩であった。そのことへの正当な評価なくして新しい時代に適合的な高等教育政策のデザインはあり得ない。

大きな成果としては、まず第一にG P 事業が大学教育改革の文脈に従来の見方からすれば想定できなかったような、新しい関与者を登場させたことが挙げられ

る。改革プランを企画しそれを実施していくためには、学内の様々な資源の活用や具体的な実現可能性の検討、関係者との調整、予算案への落とし込みなど、職員を含めた学内の幅広い協働的な作業が不可欠であり、教職員の覚醒と自覚的な改革者としての成長をもたらした。このことは、高等教育関係の学会への教職員層の入会者増、学会でのG P事業に関わる事例発表の増加、スタッフ・ディベロップメント（S D）の飛躍的發展などの傍証によって、大方の首肯が得られる。また、G P事業の目的達成のために、学外者との連携という新しい経験を得ることにもなった。

また、多くの大学教員（及びマスコミ関係者等の外部者）は、申請者としてのみならず、選定（評価）委員として事業に携わっている。このような関与により、大学の教育研究の実態に即した評価を実体化させることができたのではないだろうか。

第二に、G P事業の相当数は正規のカリキュラム改革にとって追加的な性格のものであったが、追加的であったために、各部局の抵抗が少なく、ひいては学長のリーダーシップの発揮にとって、格好のパイロット・プログラムとしての役割を果たしたということが挙げられる。

日本の大学は、専門分野によるアカデミックな権威と教授会による意思決定という伝統に支えられてきた。そのような状況の中で何の中間的なプロセスを経ることもなしに、一挙に新しい時代への転換を求めることは難しい。

G P事業による上記のような効果は、大学改革のための中間項的役割を果たし、大学教育改革の方法論に対しても示唆に富む結果を提示している。

第三に、改革のための多様なツールやプログラムの壮大な実験プロセスが生まれたことが挙げられる。中央教育審議会による改革提案は、「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日）から「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」（平成24年8月28日）に至って、より具体的な改善手法の提示に踏み込んでいる。G P事業は、改善ツールやプログラムの例示及び提案の精緻化と充実をもたらし、各大学における実験的試みによる経験と知見を豊かにしたことは否めない。

特に、過去において提案された改善ツールは欧米の大学を起源とするものが多く、それを我が国の大学に適用したときにその帰結が不明確な場合も少なくない。G P事業の推進は、そのような不明確さをクリアにするとともに、次の政策立案のための基盤的条件を生成していった。その意味で、政策策定と実施のプロセスにおける好循環を現出させたとも言える。

大学教育改革は、教育の内容・方法への具体的なコミットメントに及ぶ政策的

言及という新たな段階を迎えている。過去10年間のGP事業は、大学改革のための競争的環境と各大学における成果と経験値を取り込み、次の改革プランに生かすといった、往還のシステムの機能を可能にした。

(2) 具体的な成果

GP事業の具体的な成果を検討するに当たっては、

- ・高等教育政策や我が国の高等教育システムに与えた影響・インパクトの観点
- ・各大学全体、学部に与えた影響という観点
- ・自治体、産業界等社会との関係の観点

などに分けて考えることができる。

①高等教育政策や我が国の高等教育システムに与えた影響、インパクト

ア 高等教育政策の観点から見れば、大学設置基準の大綱化（平成3年）以降に行われてきた大学教育改革は、言わば各大学の外側から、「枠組みと様々な改革手法を勧める提言」であったのに対し、GP事業はそれらを踏まえた各大学の「具体的な教育改革の実施、試みを評価し、優れたものの支援、共有」を目指す、言わば大学の内側から展開しようとする全く新しいステージの政策展開であった。

つまり、主として設置基準など大学のカリキュラムの「枠組み」の弾力化、多様化を高等教育政策の中心的手法として、シラバス、授業評価、GPA (Grade Point Average)、ファカルティ・ディベロップメント (FD)、初年次教育、入試改革等の改革を審議会答申で提言するというシステムレベルにとどまった従来の手法から、実際に改革を実施しようとする大学の個別の試みの中から優れたものを選び出し、「優れたもの」として公証し、財政的に支援することにより、具体的な教育改革の活動を支援するという新しい手法への脱皮を目指したものであった。

イ これにより、教育現場での「質」とは具体的にどのようなものであるか、また教育の「質」を巡る競争がどのようにして可能となるのかが明らかとなり、全体として大学教育を活性化し、その水準を高めることになった。

ウ そして、これまで行われてきた大学の教育改革がシステムレベルの成果だけではなく、地域社会や産業界との連携、成果事例集やフォーラムを通じ社会的にも見え得るものとするため、「可視化」が行われることとなった。

エ 高等教育システムに与えた影響、インパクトとして見逃してならないのは、従来「研究」の側面に偏りがちであった大学の目的が、大学の使命としての「教育」に対してもその重要性を強く認識することになったことである。GP事業は、我が国の大学システムの大部分を担う私立の大学、短期大学、とりわけ地

方の中小規模のそれに対して改革のインセンティブを与え、大学関係者に強い意欲と関心を与える契機となった。

このことは、「競争的な教育資金の効果の検証及び今後の在り方に関する調査研究」（2008年 以下、「広大調査」という。）¹において、GP事業が、

- ・ 高等教育システム全体に対して良い影響があったと考えている者
学長97%、担当者79%、選定教員68%

に達しているという結果を見ても明らかである。また、「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）の有効性の検証」（2010年 以下「基準協会調査」という。）²において、

- ・ 教育の競争的環境が望ましいとするもの 68%、
- ・ 特色GPは大学教育の活性化のための重要な国家政策であるとするもの 74%
- ・ 特色GPは競争的資金プログラムとして重要であるとするもの 69%
- ・ 教育の質を高める契機となったとするもの 72%

に達していること等からも裏付けられる。

②各大学全体、学部及び自治体、産業界等社会との関係に与えた影響

学長はじめ執行部と教員・担当者からはそれぞれ若干観点が異なる。

学長をはじめとする執行部は、GP事業は

ア 学部・学科を超えた全学的な観点から

イ 教育プログラムの改革を

ウ 組織的に進めていくために、その焦点化を図り、資源の動員、選択と集中を図るための大きな手法として機能した

と結論付けている。

学内の教員・職員に「大学改革」「教育改革」という意識が浸透したこともその一環である。GP事業は組織的な教育改革であるため、大学全体で現状と課題の把握や改革方針を共有して事業を進める必要がある。このため、これまで教育改革と直接的には関わりを持っていなかった部局や組織（例：図書館、キャリアセンター）が直接的に関わる機会が得られ、この結果、教員と職員の共通の課題認識や連携強化につながった。

さらに、学内部局（学部・研究科等）や他大学との間で競争的環境が醸成されたという効果も大きい。このことにより、現状やこれまでの取組を振り返るといふ過程が作られたことで、過年度と同じ状況のままでよい、という現状踏襲的な組織に新しい刺激を与えることが可能となった。

¹ 文部科学省 先導的の大学改革推進委託研究 広島大学高等教育研究開発センター 編

² 文部科学省 平成21年度大学改革推進等補助金事業 財団法人大学基準協会 編

さらに、そのことは教育、教育の改革に関心を有している教員、職員に対する大きな励ましとなり、奮起させることともなった。

基準協会調査によると、大学執行部は、

- ・自大学の教育プログラム（教育内容・方法）を検討する契機となった 83%
- ・教育について学部・学科の枠を超えて議論するようになった 61%
- ・大学教育改革への執行部の機能が明確になった 58%

と回答しているところにもそれが表れている。

G P 事業により全学的な取組を支援することは、大学を活性化させる起爆剤となり、それが基盤的経費の活用方法や補助期間終了後の大学の方向性に大きな影響を与えていると言える。

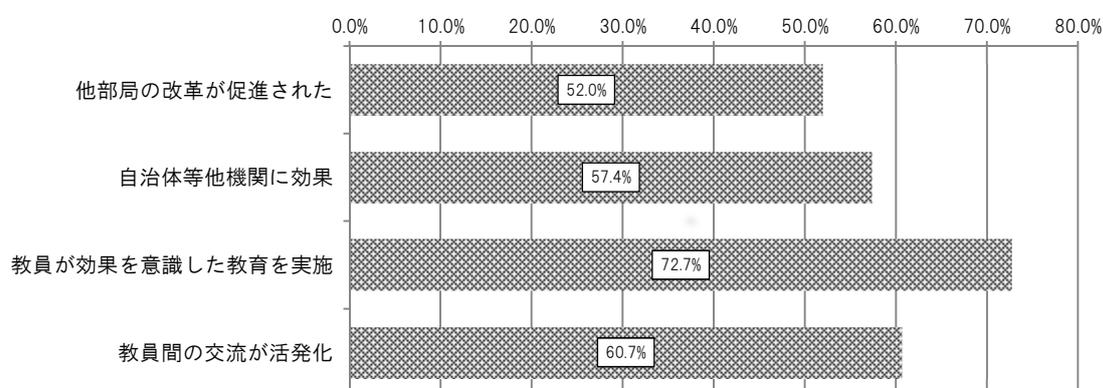
教員・担当者の側から見れば、何よりもG P 事業により、学習支援システムや備品の充実、更には企業も含めた地域関係機関との連携・信頼、学生支援などに対する学内関係者の理解・意識の高まりが得られたことが最も大きな要素である。広大調査に表れているようにG P 事業で得た成果として

- ・学習支援に関わるシステムが充実した 89%
- ・地域や関係機関などとの連携・信頼関係が強化された 85%
- ・教育に関わる設備備品が充実した 73%

が挙げられている。

加えて、地方の中小私立大学にとっては、G P 事業の採択は非常に大きな活力となっており、G P 事業の採択を契機に、自大学内での改革はもとより、大学間や自治体、産業界、N P Oなどとの連携が進んだ。

図1 G P 事業実施による効果



③その他の成果・効果

①②共通の事柄として、他大学の取組に対する関心の高まり、情報の収集の努力を行う、といった影響も見逃すことができない。

他大学で行われている教育プログラムを参照・調査することや、自大学への適用可能性等に対する関心は明らかにG P事業以前とは異なる様相を呈することとなった。

広大調査では、他大学の取組が自大学の教育改革にとって参考となるものが多いかという問に対して、参考となる取組が多いとするものが、学長92%、担当者94%に達している。

なお、基準協会調査では

- ・他大学の教育に関心を持つようになった 80%
- ・他大学の事例から学んだ 76%

となっている。

3. 課題

(1) 政策上の位置付け

平成15年に公募された特色GPの特徴は、その時期よりも以前から実施されてきた、既に実績のある取組に対して支援が行われたことである。これに対して、現代GP以降の取組を公募するに当たっては、実績を重視するよりは意欲的な取組に対して支援している。

〈特色GP公募要領（H15 抜粋）〉

何らかの改革に着手し今日まで継続的に実施しているもので、改革後の体制で学生を受け入れて実績を上げている取組であること。

〈現代GP公募要領（H16 抜粋）〉

各大学等がテーマの趣旨・目的にそって確実な計画の下に新たな大学教育改革を図ろうとしているもので、我が国の大学教育改革に資する取組を対象としています。

ところで、年数を重ねるに従い「Good Practice」の概念が定着し、2. で述べたように着実に成果・効果が得られる一方で、以下のような点も指摘された。

- ① GPとは補助金獲得のための新奇なプログラム開発・実施競争であるという考え方も生じ、その結果、予算獲得のためであるかのような新しい観点のプログラムが登場し、大学教育への政策的な誘導の色彩が濃いプログラムが登場する場合も見受けられた。
- ② また、質の高い事業を選定していく考え方から、取組の採択率はほぼ15～20%とされていたが、採択を最優先するため、新たなプログラムの中には申請されればほぼ採択が見込まれる、「特色ある、優れた取組」を選定するという、本来の趣旨と異なるプログラムが登場し、その結果、事業資金の「ばらまき」と言われる事態が生じた。
- ③ また、先進的、優れた取組はその性格上、おのずと限定されることから、次第に固定化する現象が生じ、更には地方の中小大学にとっては、予算面、人的な面での資源の制約からGP事業への申請を諦め、沈滞化が意識されるようになった。

このように、10年が経過した現在の時点で、高等教育政策全体の中におけるこのようなプログラムの位置付けやどのような課題に当面しているかということ进行分析・確認し、反省すべき点を反省して、GP事業の更なる改革につなげる必要がある。

(2) 事業の継続・定着

GP事業の趣旨からすると、事業期間終了後もその実施が常態化し、国の支援がなくとも継続・発展されることが望ましい。

アンケート調査の結果によれば、多くの大学が補助期間終了後も事業継続を行っている。しかし、3分の1の大学は経費の都合等により事業規模を縮小させていることも判明している。(なお、補助期間終了後、事業規模を縮小する割合は、小規模大学ほど高くなっている。)事業の継続のためには、新たな補助金の獲得や学内資金の獲得を行うことが課題となっている。

事業実施期間については、3年ないし2～4年といった短期的な補助のみではなく、良いものを長期的に「育成する」「継承する」考え方が必要である。(長い目で支援を行うことや組織変容まで見据えた取組に対する支援等。)

図2 事業の継続について

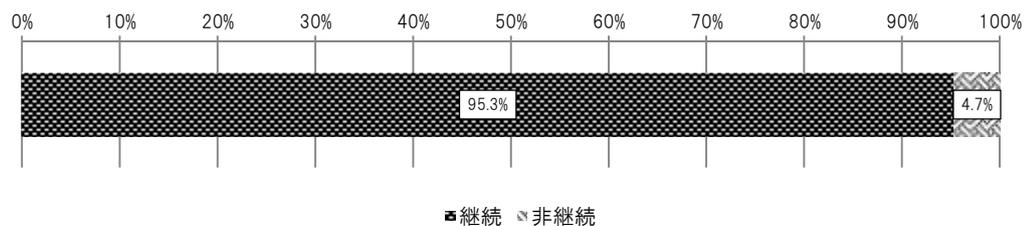


図3-1 継続して実施している場合の実施規模について

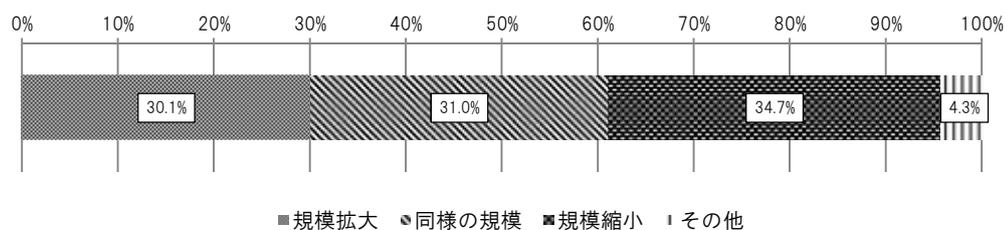
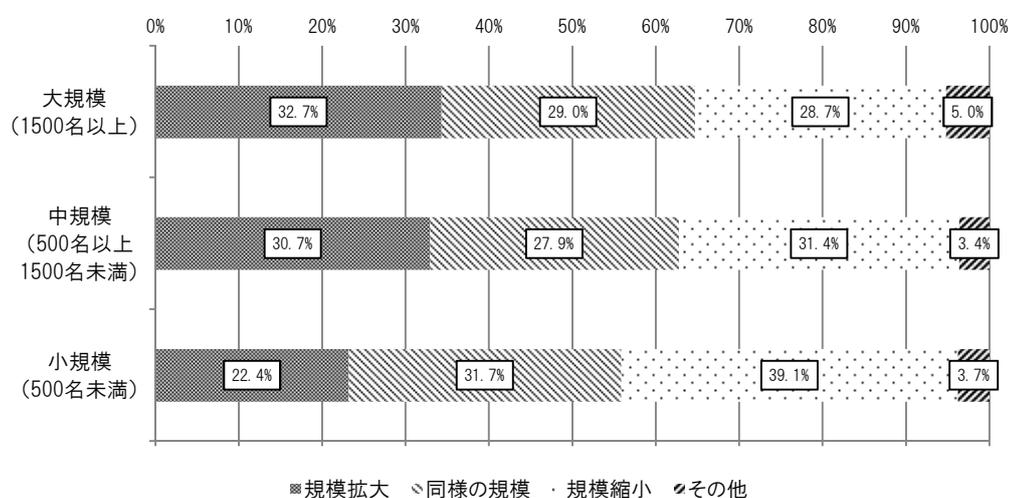


図3-2 継続して実施している場合の実施規模について（大学規模（平成24年度入学定員）別）



財政面以外でも、公募開始から締切りまでの期間が短いことも、事前に用意周到に準備された事業計画の立案・策定を行う上での問題点となっている。短期間に事業内容を策定するため、どうしても限られたメンバーで作成することになってしまう。計画の作成過程で参加者の幅を広げられないため、採択後も事業の目的・趣旨の浸透に時間がかかってしまい、場合によっては特定の教員・職員に負担がかかり過ぎてしまうことも問題である。

教育改革の呼び水として制度設計されたのであれば、大学内の一部の教員・職員が参画する事業ではなく、全学的な展開を行う取組への支援でなければ定着しないであろう。

(3) 普及

アンケートによれば、全体の95%で事業が継続実施されているとの回答であった。補助金を受けて作成した教材、コンテンツ等については、高等教育関係者が広く活用できるようにすべきである。アンケート調査の結果、「自大学の他部局における改革が促進された」と回答のあった取組は全体の約52%、「他大学に対し、実施内容が普及している」と回答のあった取組は全体の約46%であった。

この数値からは、GP事業に選定された大学のおよそ半数はGP事業の成果が学内外に普及していることを意味しており、「他大学の取組の参考になり、高等教育の活性化が促進されることを目的とする」というGP事業の趣旨からしても一定の効果があると理解してよいであろう。

さらに、上記の数値は自大学の取組が他大学に波及効果を持ったことを認識して

いる数値であって、他大学がその取組をモデルにしたとする数値ではないため、実際にはアンケートで得られた以上の普及効果があったと思われる。

実際、基準協会調査において、

- ・他大学の事例から学んだ 76%
- ・特色GPの事例集を参照した 74%

となっている。また、広大調査でも学長の捉え方として、

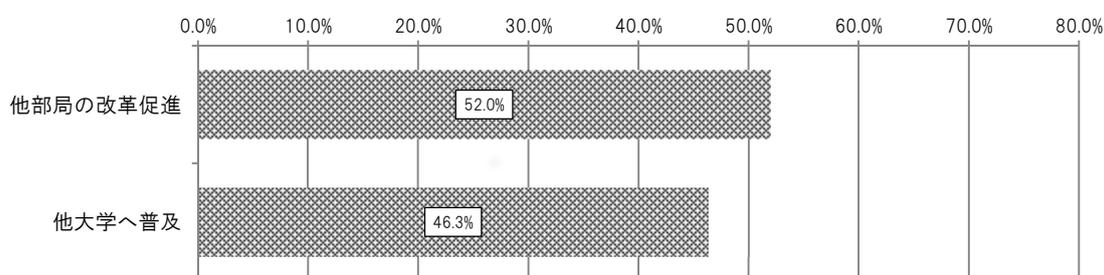
- ・GPは高等教育システム全体にとって良い影響があった 97%

という結果が出ていることから、この点は確認される。

また、こうした観点からは、文部科学省において実施していた「大学教育改革プログラム合同フォーラム」が、平成22年度の開催を最後に実施されていないことが問題である。また、現代GP以降、支援期間が終了した取組については報告書を作成し公表しているが、こうした点に関するより積極的な普及活動が必要であると考えられる。

文部科学省、大学は「Good Practice」の本来の趣旨に立ち返り、今一度普及の在り方の更なる改善について考える必要があると思われる。

図4 GP事業実施による効果



4. 今後行うべきこと

(1) 総論

G P事業を実施していた10年間に日本の大学の教育改革は大きく進んだ。例えば、FD、授業評価、初年次教育といった事項は、G P事業が始まった当初は、先進的な取組とされてきたが、今では特段珍しいものではなくなった。優れた教育の取組が定着したがゆえに、多くの大学で通常に行われている取組とみなされるようになってきている。しかし、それをもって補助金の役割が終わったと判断することは早計である。優れた取組が定着し、通常の業務になったからこそ、それを土台にして実施される更なる改善、進化、普及に対して資金面でも援助をすることがより重要になる。

教育の進化は「Good Practice」の定着の度合いで評価すべきものである。このような趣旨に基づいて行われる補助金の継続は、大学教育の質保証を担保する一つの重要な手段となろう。

大学改革は本来、大学が独自に取り組むべきものである。しかし、社会や経済の状況の変化への対応や、大学の果たす役割や期待される内容の変化に対応するためには、大学の自助努力では限界がある。地域社会や産業界が大学に期待する内容は質的・量的に過去とは大きな違いがあり、今後の支援は新しい大学観を持って行う必要がある。

我が国の厳しい財政事情を踏まえれば、全ての大学に十分な支援を行うことは難しい。しかし、社会改革や教育改革を行うこと及び教育のグローバル化への対応を大学に期待するのであれば、国がそれを促進するための政策を打ち出すことは当然のことである。つまり、大学改革が大学の本来業務であるからこそ、国が支援する必要性があるのである。少ない経費で多くの効果を得られるこのような支援こそ、継続・発展させるべきである。

そのためにも、これまでのG P事業において存在した課題を解決することが必要であるし、社会構造・情勢の変化に対応した新たなG P事業の在り方が検討されなければならない。

今後、文部科学省は、以下の「方向性」に留意しながら大学教育改革の支援を実施することが求められる。

(2) 新しい支援の方向性

【支援の対象】

(対象となる事業について)

これまでに様々な課題のG P事業が設定されてきたが、今後の日本の将来像を見据え、一貫した方針の下、高等教育施策を展開する必要がある。

このため、以下の視点に基づいて支援を行うことが適当と考える。

- ① 国際的通用性が問われるグローバル社会の高等教育において、教育の類型やモデルを共有するような大きな方向性を目指し、日本型の「学士課程教育」モデルの創出を目指すものを支援する。
- ② 地方大学や中小規模の大学の教育改革を実施するため、大学間や地域社会、企業等をも巻き込んだ大学間連携組織により実施するものを支援する。
- ③ これまで実施してきた教育改革の成果を踏まえ、更に新しいステージにおいて改革を深化・拡大・発展するものを支援する。

選定に当たっては、大学全体の教育改革の方向性そのものを支援するなど、方向性の多様化に対応する必要がある。

具体的には、各大学がそれぞれ直面する課題から「改革の課題」を自由に設定し、その課題に対する「独自の取組プログラム」を作り上げ、そこに財政的支援を行うことである。

ただし、その時々々の社会的な要請や政策的な課題（各種審議会からの提言等）に対応するため、テーマ設定を行い、事業内容を限定した事業も併せて実施する必要がある。

(対象となる大学)

当該大学が大学改革を行っているか、又は大学改革を行う明確な意思を有しており、強固なガバナンスや学長のリーダーシップの下、学生に対して付加価値の高い学位プログラム等を提供する取組である場合に補助を行うべきである。

その際、大学の設置形態、規模及び機能などに応じた階層に基づき支援の内容を切り分けるなど、各大学の個性化・機能別分化を一層推進することが求められる。

(選定の条件)

選定の際は、事業内容のみならず、大学全体の改革の方向性を確認した上で、それに合致した取組を評価することが必要である。各取組が大学全体の

改革の一環に位置付けられていること及び教職協働の在り方や後進となる人材の育成方針等について、その概要や意気込みを書面審査だけではなく面接審査等により十分に確認することが求められる。申請に当たっては十分に取組に対する理念を醸成し、仮に事業が採択されなかった場合であっても、独自に事業を実施するほどの気概を持って申請することが求められる。

また、当該大学の行ってきた大学改革の達成度など、独自に行ってきた取組内容も評価することが必要である。

【補助期間】

(補助期間の設定)

今までのG P事業のように、3年程度の短期的な補助のみにとられず、事業の確実な実施、定着及び大学の負担軽減のため、中期的な（4年制大学であれば5年程度）の補助期間の設定を検討すべきである。

その際、特に最後の1年は事業を調査分析し、成果や課題を公表するための期間とするなど、社会に対して丁寧な説明を行うことが求められる。

(補助期間終了後の継続)

今後新たな採択を行う場合は、今まで以上に補助期間終了後の事業の継続・発展や普及についての、明確なビジョンを社会に対して約束させる必要がある。

補助を行うに当たっては、補助期間終了に向けて毎年補助金額を逡減させるなど、円滑な事業継続に向け必要な措置をとる必要がある。

また、各大学においても、補助事業の原資が税金であることに鑑み、一過性ではない、継続的な事業の実施を行うことが求められる。

【評価について】

(評価について)

補助期間中においては厳格な中間評価を実施し、評価の高い事業に補助金を重点配分し、低い事業は打ち切りを行うなど、補助金の配分はメリハリをつけて行うことが必要である。（ただし、数値的な評価に偏らないこと。また、単なる相対評価ではなく、絶対評価と併せての検討が必要である。）当初のプログラムの進捗が極めて困難であると判断されたものは事業を中止し、評価が高く、かつ更なる事業展開が望まれている事業に対しては、更なる支援・育成を行うことも必要とされる。

また、評価を実施するに当たっては、教職員のみならず学生や地域住民の声を反映することも求められる。

【普及・発信について】

(積極的な普及活動)

これまでの事業は、言わば競争原理を採用し、多くの大学に教育改革のチャンスを与えることに意義があった。そして、真に実践の能力があり、意欲のある大学を見極めるために必要な期間であった。今後は、そのような改革のコアとなる大学を選定し、そうしたコア大学には自らの大学における改革と同時に、FDの実施や教材の共有化に関する取組など、同様の取組を進めようとしている他大学への普及活動や相談・コンサルティング、データの集積等に一段と注力してもらうことなど、改革を全国的に展開していく必要がある。

このため、教育改革の状況を把握するとともにアドバイスを行うネットワークを形成することに対しても支援を行う必要がある。

(大学以外への情報発信)

過去の取組においては、必ずしも情報発信が十分に行われていなかった現状を踏まえ、採択取組においては補助期間中のみならず、補助期間終了後においてもホームページ等による情報発信を十分に行う必要がある。

その際、大学関係者以外の人々に、大学や事業の価値を伝えることに留意する必要がある。

【その他】

(準備期間について)

事業の確実な実施、早期実施を期すのであれば、文部科学省はなるべく早く公募を開始し、各大学が学内における課題の把握や実施体制の構築及び関係者との深いディスカッションに、十分な時間を確保できるよう配慮すべきである。

(フォーラムの開催)

過去、文部科学省の主催による「大学教育改革プログラム合同フォーラム」(平成18年度から22年度まで5回開催)では、優れた取組を一堂に集めフォーラムを開催し、有識者による基調講演、各プログラムの事例発表やポスターセッションを実施している。情報提供や意見交換を通じて成果の普及や定着が図られ、大学改革が活性化した。

平成23年度以降、「大学教育改革プログラム合同フォーラム」は開催されていないが、GP事業の趣旨を考えれば、このような取組こそ是非実施する

べきと考える。

文部科学省はもとより、各大学・関係団体においても、自主的に過去の取組を検証し、今後につなげるために成果発表や検証の場を設けることが期待される。